

プラスチック資源循環促進法について

プラスチック資源循環促進法の概要（市町村関係分）

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和3年6月に公布され、本年4月から施行予定
- 市町村は、「プラスチック使用製品廃棄物」の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。
- 市町村は、「プラスチック使用製品廃棄物」分別収集にあたっては、分別基準を策定し、基準に従って適正に分別して排出されるよう住民に周知するよう努めなければならないとされた。

「プラスチック製容器包装」と「プラスチック使用製品廃棄物」

- 「プラスチック製容器包装」はプラマークのついているもの（主に食品の包装に使用）、「プラスチック使用製品廃棄物」はプラマークのついていない、プラスチック素材のもの（歯ブラシ、プラスチック製の食器など）
 - 「プラスチック製容器包装」は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（いわゆる「容器包装リサイクル法」）に基づき、分別収集、リサイクルが行われてきたが、「プラスチック使用製品廃棄物」は多くの市町村で可燃物または不燃物として収集され、焼却や埋め立て処理されている。
- 「プラスチック資源循環促進法」により、「プラスチック使用製品廃棄物」についてもリサイクルを可能とする仕組みを設け、プラスチック資源収集量を拡大するねらい（プラスチック資源一括回収）



再商品化（リサイクル）の方法

- 「容器包装リサイクル法」の指定法人に委託し、リサイクルを行う方法（容器包装リサイクル法ルート）
- 委託前に中間処理（選別・梱包）が必要
- 市町村が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受け、計画に基づいてリサイクルを行う方法
- 再商品化事業者が中間処理も実施可能

想定される分別・収集の方法

- 「プラスチック製容器包装」と「プラスチック製品廃棄物」を分けて収集
→分別の手間（大）、収集運搬経費（大）、選別作業（小）
- 「プラスチック製容器包装」と「プラスチック製品廃棄物」を混合収集
→分別の手間（小）、収集運搬経費（小）、選別作業（大）

これまでの市の状況

- 「容器包装リサイクル法」の施行に合わせ、平成12年4月から「その他のプラスチック」として「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始
- 「その他のプラスチック」のリサイクル量が5割程度であったため、焼却施設におけるエネルギーリカバリー（サーマルリサイクル）の効率性や収集運搬費削減の観点から総合的に判断し、平成20年4月から「燃やせるごみ」へ統合

今後の対応

- 現在、「津軽地域ごみ処理広域化協議会」において、令和8年度からのごみ処理の広域化を目指し、「弘前地区環境整備事務組合」と「黒石地区清掃施設組合」の統合の協議が進められている。
 - プラスチック資源一括回収についても、令和8年度を目途に8市町村が実施することを決め、同協議会において、具体的な制度設計など協議を進めることとしている。
 - 令和4年1月に「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」が国から示されたところ。
- 手引きを参考に、市民にわかりやすい分別・収集方法について、広域化協議会のほか、本審議会でも検討していく必要がある。